

茨城県報

号外第89号

昭和60年7月2日

火曜日

目 次

告 示

	ページ
●道路の区域変更(道路維持課)	1
●道路の供用開始(〃)	1
●都市計画下水道の変更(都市計画課)	2
●都市計画公園の変更(〃)	3
●都市計画土地区画整理事業の決定(〃)	3
●都市計画道路の変更(〃)	4
正 誤	
●昭和59年8月30日付け茨城県報第7275号中.....	4

告 示

茨城県告示第996号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡御前山村大字野田 1842番2地先から 同郡 同村 同大字 宇宮ノ前1608番地1まで	旧	最大 メートル 12.60	メートル 441.00	
		最小 5.00		
同郡 同村 同大字 1842番2地先から 同郡 同村 同大字 宇宮ノ前1608番地1まで	新	最大 12.60	メートル 441.00	
		最小 5.00		
同郡 同村 同大字 宇埴越1818番地から 同郡 同村 同大字 宇宮ノ前1521番地まで		最大 35.00	メートル 287.00	
		最小 12.60		

茨城県告示第997号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和60年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹内藤男

1 路線名 県道土浦岩井線

2 供用開始の区間

筑波郡豊里町大字上郷字山下5704—1番地から

水海道市上蛇町1830番地まで

3 供用開始の期日 昭和60年7月2日

茨城県告示第998号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見及び石岡都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹内藤男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

土浦市有明町、川口二丁目、港町1丁目の各一部

大字中村西根字長峰、字細野、字砂久保の各一部

大字中村西根中入会地字長峰の一部

削除する部分

土浦市菅谷町字後、字土手の内、字桃山、字鶴沼、字後砂、字辰巳の砂、字上之山、字上新田、字一貫砂の各一部

白鳥町字火淨、字下の山、字八町分、字東裏、字一貫砂、字タダラ田、字向楽、字清水田、字南辺、字握尻の各一部

大字中貫字北林、字原畑の各一部

大字小山崎字下原、字愛宕前の全部及び字中原、字十三塚、字道知台、字上道知、字道知前の各一部

大字今泉字原、字原出口、字原田、字八幡谷、字砂久保、字西原、字八幡、字豊台の各一部

田村町字屋敷前の全部及び字申橋、字清水、字三夜原、字一杯清水の各一部

手野町字南戌開、字北戌開、字清水脇の全部及び字向原、字真木の前、字戌開、字真木

の内、字谷津、字新堀の各一部

沖宿町字寿行地の一部

阿見町大字島津字大久保、字若宮、字池田下、字ムクラ内、字稻荷下、字稻荷峰、字道心台、字釜田、字小作、字境、字谷下、字中万坊、字寺田、字長田の各一部及び大畔の全部

大字掛馬字神田、字池ノ下、字向山、字徳行地、字遠野原、字中島の各一部及び字清水下、字細町、字反町、字中道、字宮脇の各全部

大字吉原字大砂、字三ツ境、字茱萸ヶ作、字鎌田、字七兵工林、字馬乗馬場、字砂向、字水堀の各全部

大字小池字谷ノ沢、字二本松、字中峰、字御城、字井戸坂の各全部

大字福田字原谷ツ、字石塚、字内野の各全部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第999号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により笠間都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

笠間市大字笠間字物見峠、字堂ノ越、字中ノ林、字舞台、字馬廻り、字立石及び字逆川の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1000号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により研究学園都市計画土地区画整理事業（宿西土地区画整理事業）を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1001号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年7月2日

茨城県知事 竹内藤男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3・4・15 宿西中央通り線

大穂町大字大曾根字宿西、字タテタシの各一部

3・4・16 原山・北原線

大穂町大字大曾根字タテタシの一部

大穂町大字蓮沼字北原、字東田の各一部

大穂町立原の一部

2 縦 覧 场 所 茨城県土木部都市計画課

正 誤

●昭和59年8月30日付け茨城県報第7275号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から2	鹿島郡神栖町大字木滝 字国神	鹿島郡鹿島町大字木滝 字国神

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヶ月）  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨城県  
発行所

印刷所 茨城県印刷所